

第 6 期 決 算 公 告

平成23年6月30日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 永易 克典

連結貸借対照表(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	8,034,314	預 金	112,139,455
コールローン及び買入手形	289,132	譲 渡 性 預 金	8,179,066
買 現 先 勘 定	846,052	コールマネー及び売渡手形	1,277,948
債券貸借取引支払保証金	751,482	売 現 先 勘 定	4,775,168
買 入 金 銭 債 権	2,660,240	債券貸借取引受入担保金	624,711
特 定 取 引 資 産	6,761,295	コマーシャル・ペーパー	101,688
金 銭 の 信 託	276,662	特 定 取 引 負 債	4,301,567
有 価 証 券	58,457,111	借 用 金	4,799,749
貸 出 金	70,171,754	外 国 為 替	688,185
外 国 為 替	1,130,329	短 期 社 債	96,958
そ の 他 資 産	5,077,070	社 債	5,253,896
有 形 固 定 資 産	1,076,529	そ の 他 負 債	4,453,859
建 物	235,052	賞 与 引 当 金	21,849
土 地	609,198	役 員 賞 与 引 当 金	141
リ ー ス 資 産	6,365	退 職 給 付 引 当 金	33,458
建 設 仮 勘 定	12,966	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	522
その他の有形固定資産	212,946	ポ イ ン ト 引 当 金	902
無 形 固 定 資 産	602,842	偶 発 損 失 引 当 金	54,707
ソ フ ト ウ ェ ア	272,349	特 別 法 上 の 引 当 金	863
の れ ん	242,979	繰 延 税 金 負 債	23,968
リ ー ス 資 産	268	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	180,195
その他の無形固定資産	87,245	支 払 承 諾	7,206,874
繰 延 税 金 資 産	710,956	負 債 の 部 合 計	154,215,738
支 払 承 諾 見 返	7,206,874	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△ 929,463	資 本 金	1,711,958
		資 本 剰 余 金	3,878,275
		利 益 剰 余 金	2,299,904
		自 己 株 式	△ 250,000
		株 主 資 本 合 計	7,640,138
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,568
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	48,332
		土 地 再 評 価 差 額 金	216,668
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 314,199
		米 国 会 計 基 準 適 用 子 会 社 に お け る 年 金 債 務 調 整 額	△ 34,691
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 81,320
		少 数 株 主 持 分	1,348,627
		純 資 産 の 部 合 計	8,907,445
資 産 の 部 合 計	163,123,183	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	163,123,183

連結損益計算書

平成22年 4月 1日から
平成23年 3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	3,209,835
資金運用収益	1,914,356
貸出証券利息配当	1,214,377
有価証券利息及び買入手形利息	469,793
コールローン利息及び買入形利息	4,899
買入形利息	13,864
債券貸借取引受入利息	2,625
預け金の利息	26,236
その他の受入利息	182,559
信託報酬	10,863
役員取引等収益	638,253
特定取引収益	116,206
その他の業務収益	397,306
その他の経常収益	132,850
経常費用	2,360,069
資金調達費用	368,689
預金性預金利息	163,671
譲渡マネー利息及び売渡手形利息	40,438
コールマネー利息及び売渡手形利息	4,193
売入形利息	14,821
債券貸借取引支払利息	1,460
コマース・ペーパー利息	604
借入金利息	32,147
短期社債利息	434
社債利息	99,961
その他の支払利息	10,957
役員取引等費用	126,788
特定取引費用	2,002
その他の業務費用	90,439
営業経費	1,330,658
その他の経常費用	441,490
貸倒引当金繰入額	130,919
その他の経常費用	310,570
経常利益	849,766
特別利益	61,456
固定資産処分益	4,728
負債のれん発生益	1,540
償却債権取立益	49,593
金融商品取引責任準備金取崩額	373
その他の特別利益	5,219
特別損失	50,216
固定資産処分損失	7,310
減損損失	5,439
のれん償却額	21,524
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15,834
その他の特別損失	106
税金等調整前当期純利益	861,006
法人税、住民税及び事業税	99,345
法人税等調整額	△ 21,463
法人税等合計	77,882
少数株主損益調整前当期純利益	783,124
少数株主利益	63,328
当期純利益	719,795

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 133 社

主要な会社名

エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社	BTMU Participation (Thailand) Co., Ltd.
三菱UFJファクター株式会社	PT U Finance Indonesia
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	BTMU Capital Corporation
カブドットコム証券株式会社	BTMU Lease (Deutschland) GmbH
株式会社日本ビジネスリース	BTMU Leasing & Finance, Inc.
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	PT. BTMU-BRI Finance
UnionBanCal Corporation	

なお、エム・ユー・ビジネスパートナー株式会社他 3 社は、新規設立等により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、UFJ Preferred Capital 1 Limited 他 8 社は、清算及び合併に伴う消滅により、子会社及び子法人等ではなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (3) 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社又は子法人等としなかった当該他の会社等の名称

該当ありません。

- (4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

48社

主要な会社名

株式会社池田泉州ホールディングス	株式会社モビット
株式会社中京銀行	Dah Sing Financial Holdings Limited
株式会社じぶん銀行	Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.
東銀リース株式会社	PT. Bank Nusantara Parahyangan, Tbk.
三菱UFJキャピタル株式会社	Bangkok BTMU Limited
株式会社ジャックス	BTMU Holding (Thailand) Co., Ltd.
株式会社ジャルカード	

なお、株式会社池田泉州銀行他3社は、合併に伴い影響力が増したことから、当連結会計年度より持分法を適用しております。

また、株式会社泉州銀行は、合併に伴う消滅により、関連法人等ではなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

SCB Leasing Public Company Limited

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権（業務執行権）の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ	株式会社 Spring
株式会社パスト	Beaunet Corporation Limited
ファルマフロンティア株式会社	

（関連法人等としなかった理由）

ベンチャーキャピタル事業等を営む連結される子法人等が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

9月1日	1社
10月末日	1社
12月末日	86社
1月24日	10社
1月末日	1社
2月末日	1社
3月末日	33社

(2) 9月1日を決算日とする連結される子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。10月末日を決算日とする連結される子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

また、その他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(3) 連結される子会社のうち、BTMU Financial Services, Inc. は、当連結会計年度より決算日を従来の12月31日から3月31日に変更しており、平成22年1月1日から平成23年3月31日までの15ヶ月決算としております。

4. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、主として発生年度以降20年間で均等償却しております。なお、金額に重要性が乏しいのれんについては、発生年度に全額償却しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法によっております。

なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 15年～50年

その他： 2年～20年

また、連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として3年～10年）に対応して定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成 18 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 18 年 8 月 11 日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 798,744 百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9)退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理

(10)役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の連結される子会社及び子法人等が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11)ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12)偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(13)特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(14)外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(15)リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第 24 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 2 月 13 日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という）及び会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（平成 12 年 1 月 31 日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第 24 号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成 14 年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第 15 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 2 月 15 日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成 15 年度から最長 14 年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 2,322 百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は 1,801 百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 7 月 29 日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

(17) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。

(18) 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。

(19) 在外の子会社及び子法人等の会計処理基準

在外の子会社及び子法人等の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続き上利用しております。

なお、在外の子会社及び子法人等の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、米国会計基準に準拠して修正しております。

また、連結決算上必要な修正を実施しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。

これにより、経常利益は883百万円減少し、税金等調整前当期純利益は16,815百万円減少しております。

(企業結合に関する会計基準等)

当連結会計年度から企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第23号「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」(平成20年12月26日公表分 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)を適用しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 23 年 3 月 25 日 内閣府令第 5 号)により改正された「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 22 年 9 月 21 日 内閣府令第 41 号)により改正された「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く）181,269百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に249,875百万円含まれております。
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は256,055百万円、再貸付に供している有価証券は845百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,107,336百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は46,476百万円、延滞債権額は842,888百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は138,892百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は428,396百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,456,653百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は820,081百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	4,015百万円
有価証券	908,674百万円
貸出金	3,207,136百万円
その他資産	73,066百万円

担保資産に対応する債務

預金	285,157 百万円
コールマネー及び売渡手形	480,000 百万円
特定取引負債	62,999 百万円
借入金	3,041,261 百万円
その他負債	56,200 百万円
支払承諾	597 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 10,851 百万円、買入金銭債権 116,977 百万円、特定取引資産 390 百万円、有価証券 18,546,216 百万円及び貸出金 3,346,386 百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は 846,106 百万円、有価証券は 4,486,614 百万円であり、対応する売現先勘定は 4,763,735 百万円、債券貸借取引受入担保金は 614,479 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 8,045 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、56,226,104 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 55,517 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 869,040 百万円
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 80,015 百万円

13. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(借手側)

(1) 取得価額相当額

有形固定資産	56,555 百万円
無形固定資産	1,231 百万円
合計	57,786 百万円

(2) 減価償却累計額相当額

有形固定資産	43,349 百万円
無形固定資産	1,056 百万円
合計	44,405 百万円

(3) 年度末残高相当額

有形固定資産	13,205 百万円
無形固定資産	174 百万円
合計	13,380 百万円

(注)取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(4) 未経過リース料年度末残高相当額

1 年内	6,686 百万円
1 年超	6,704 百万円
合計	13,391 百万円

(注)未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(5) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	12,087 百万円
減価償却費相当額	12,087 百万円

(6) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 500,500 百万円が含まれております。

15. 社債には、劣後特約付社債 3,094,811 百万円が含まれております。

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,151,991 百万円であります。

17. 1株当たりの純資産額 579 円 24 銭

18. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 72 百万円

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 1,409,320 百万円
年金資産（時価）	1,428,277
未積立退職給付債務	18,957
未認識数理計算上の差異	265,559
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△ 9,873
連結貸借対照表計上額の純額	274,643
前払年金費用	308,101
退職給付引当金	△ 33,458

20. 当連結会計年度末の連結自己資本比率（国際統一基準）は15.82%であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 52,885 百万円及びリース業を営む連結される子会社及び子法人等に係る受取リース料等 22,783 百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 143,960 百万円、株式等償却 54,496 百万円及び株式等売却損 46,445 百万円を含んでおります。
3. 「のれん償却額」は、会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(平成 10 年 5 月 12 日 日本公認会計士協会) 第 32 項の規定に基づきのれんを償却したものであります。
4. 1 株当たり当期純利益金額 56 円 78 銭
5. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在いたしますが、希薄化効果を有しないため記載しておりません。
6. 当連結会計年度の包括利益は 390,207 百万円であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務をはじめ有価証券投資、その他の証券業務、為替業務等の総合金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場からの資金調達やデリバティブ取引でのリスク・ヘッジを行う等、市場の状況や長短のバランスを調整して、金利・為替等の変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行は、貸出金をはじめ有価証券やデリバティブ取引等の様々な金融商品を保有しているため、信用リスク、市場リスクに晒されております。

信用リスクとしては、貸出金等の債権について、債務者の財務状況の悪化等により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

市場リスクとしては特に、内外金利、為替レート、及び株価・債券価格の市場変動等が挙げられます。例えば、内外金利が上昇した場合には、当行の保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値が減少し、円高となった場合には、当行の外貨建有価証券等の円換算価値が減少します。また、当行は市場性のある株式を保有しており、株価が下落した場合には、保有株式の時価が減少します。なお、当行は、トレーディングやALMの一環で、金利スワップ等のデリバティブを保有しており、為替や金利が大きく変動した場合には、保有しているデリバティブの時価が大きく変動する可能性があります。デリバティブのヘッジ目的の取引において、金利リスク・ヘッジについては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金・債券等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。また、為替変動リスク・ヘッジについては、外貨建の金銭債権債務等をヘッジ対象としており、通貨スワップ取引及び為替予約をヘッジ手段として指定しております。なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、与信ポートフォリオを定期的にモニタリングし、状況を把握するとともに、信用格付制度、資産自己査定制度を評価基準として、信用リスクの適時かつ適正な把握に努めております。

当行では、信用リスク管理規則に基づいて銀行全体の信用リスク管理体制を整備しております。また、各グループ会社の信用リスク管理体制への指導等を通じて、グループ全体の信用リスクを管理しております。

当行では、個別案件の審査・与信管理にあたり、審査管理部署と営業推進部署を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。

また、経営陣による投融資委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を報告・審議しております。

以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施する

ことにより、適切な与信運営を実施する管理体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

(イ) リスク管理体制

当行では、フロントオフィス（市場部門）から独立した、バックオフィス（事務管理部署）及びミドルオフィス（リスク管理部署）を設置し、相互に牽制が働く体制としております。経営陣による管理体制につきましては、取締役会において市場リスク管理体制の枠組みを定めるとともに、経営会議において市場性業務に係る権限を設定しております。また、自己資本の範囲内において、市場リスク量に見合う経済資本を割り当て、経済資本をベースに市場リスク量の限度額を設けるとともに、損失限度額を設定することで、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるように運営しております。

(ロ) 市場リスクマネジメント

当行では、市場リスクの状況やリスク限度額、損失限度額の運営状況について、それぞれ日次でリスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステスト等を用いた複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会やリスク管理委員会等へ報告しております。

当行の各部門の運営においては、市場性資産・負債に係る金利・為替等の市場変動リスクに対して、有価証券取引やデリバティブ取引でのリスクヘッジを適宜実施する等、適切なリスク運営を行っております。また、特定取引勘定の対象取引及びその管理方法については、文書により明確化し、価格評価の方法及びその運用の適切性について、当該勘定を適切に運用していることを内部監査により定期的に確認しております。

(ハ) 市場リスク量の計測モデル

市場リスクは他のリスクに比べ日々の変動が大きいいため、当行ではVaR・VaIを用いた市場リスク量を日次で把握・管理しております。

市場リスク量は、トレーディング業務、バンキング業務（除く政策投資株式・UnionBanCal Corporation（以下「UNBC」という））共に同様の市場リスク計測モデルで算出しており、市場リスク計測モデルには主にヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日）を採用しております。

※市場リスクは、市場全体の変動による損失を被るリスクである「一般市場リスク」と、特定の債券・株式等の金融商品の価格が市場全体の変動と異なって変動することにより損失を被るリスクである「個別リスク」に区分できます。市場リスク計測モデルによって算出される一般市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）、個別リスク量をVaI（イディオシンクラティック・リスク）としております。

※ヒストリカル・シミュレーション法とは、現在のポートフォリオに対して過去一定期間内で実際に起きた市場変動をあてはめた場合に発生すると推定される損益をシミュレーションしてVaR・VaIを算出する手法です。この手法は市場変動の特性を直接的に反映させることが可能となること、オプション性のリスクを精緻に計測できること等が特徴です。一方で、VaR・VaIは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

※UNBCのバンキング業務については、EaR（アーニングス・アット・リスク）を用いた市場リスク量を把握しております。

※EaRとは、金利変化に伴うNII（ネット・インタレスト・インカム）の変動性を示す指標で、基準シナリオのNIIからの増減率（%）で示されます。UNBCにおいては、EaRを試算するにあたって金利変化を+200 ベーシス・ポイント（+2.00%）、-100 ベーシス・ポイント（-1.00%）と2通りのシナリオを設定しております。

※NIIとは受取利息と支払利息の差額で総資金収益額を表します。

(c) 市場リスクに係る定量的情報

(i) トレーディング業務の市場リスク量

当行の平成23年3月末のトレーディング業務における連結ベースの市場リスク量は全体で3,985百万円となります。

(ii) バンキング業務の市場リスク量

当行の平成23年3月末のバンキング業務（除く政策投資株式・UNBC）における連結ベースの市場リスク量は全体で488,611百万円となります。

なお、バンキング業務（除く政策投資株式・UNBC）においては、金利リスクの適切な捕捉が重要であるため、コア預金、貸出・預金のプリペイメントを適切に計測するための仮定を以下のように定めて管理を行っております。

契約上満期の定めのない預金については、商品毎の残高推移データを用いた統計的な分析結果、預金金利見通しや経営判断等を考慮し、その一部（いわゆるコア預金）について最長5年（平均約2年半）に満期を振り分け、金利リスクを認識しております。コア預金額や満期の振り分け方法については定期的に見直しを行っております。

一方、契約上満期の定めのある預金や貸出は、満期以前に返済もしくは解約されることがありますが、こうしたリスクについては、金利状況や返済・解約実績等を踏まえた統計的な分析から中途解約率を推計する等、金利リスクへの反映を図っております。

UNBCの平成22年12月末（同社決算期）のバンキング業務におけるEaRは、+200 ベーシス・ポイント（+2.00%）の金利変化時においては+4.75%、-100 ベーシス・ポイント（-1.00%）の金利変化時には-2.83%となります。

(iii) 政策投資株式リスク

当行の平成23年3月末の政策投資株式（公開銘柄）に対しては、TOPIXが1ポイント変化した場合、時価総額は3,225百万円変動することを把握しております。

(ホ) バック・テスト

当行では、市場リスク計測モデルの正確性を検証するために、モデルが算出した保有期間1日のVaRと日次の仮想損益を比較するバック・テストを行っております。バック・テストでは、このほかに、市場リスク計測モデルの使用する前提条件の妥当性に関する検証等を行い、使用している市場リスクモデルの特性を多角的に把握することで、その正確性の確保に努めております。

当行のトレーディング業務における連結ベースの平成22年度の営業日を対象とした1年間のバック・テストの結果は、実際の損失がVaRを超過した回数で0回となっております。超過回数は4回以内に収まっているため、当行の使用しているVaRの計測モデルは、十分な精度により市場リスクを計測しているものと考えられます。

(ハ) ストレステスト

市場リスク計測モデルで計測する VaR は、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率でのリスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕らえきれない場合があります。このリスクに備えるための方策として、各種シナリオを用いた予想損失の計測（ストレステスト）を実施しております。

当行では、将来の予測を踏まえた多角的なストレステストを実施し、リスクの所在の把握に努めております。

また、日次のストレステストとして、各市場において VaR の観測期間内の 10 営業日間で起こった実際の変動により、現在保有するポートフォリオから生じ得る最大予想損失を計測しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、円貨・外貨のそれぞれについて、資金調達の構成内容や資金繰りギャップの管理、コミットメントライン等の資金流動性を供給する商品の管理及び資金流動性維持のための準備資産の管理等を行い、適正な資金流動性の確保に努めております。

具体的には、取締役会は、流動性リスク管理の枠組みを定めるとともに、資金繰りの逼迫度に応じたステージ運営及び各ステージにおける管理を実施しております。流動性リスク管理部門は、他部門から独立して牽制機能が発揮できる体制とし、資金繰り逼迫度合いの判定、限度枠遵守状況のモニタリング等を行い、ALM 委員会や取締役会等に報告しております。資金繰り管理部門は、適切な資金繰り運営・管理を行い、流動性リスク管理部門に対し、定期的に資金繰り状況及び予測、流動性リスクの状況を報告するとともに、ALM 委員会等にも定期的に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	8,034,314	8,034,314	—
(2) コールローン及び買入手形	289,132	289,132	—
(3) 買現先勘定	846,052	846,052	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	751,482	751,482	—
(5) 買入金銭債権（*1）	2,660,240	2,688,455	28,214
(6) 特定取引資産	2,326,629	2,326,629	—
(7) 金銭の信託	276,662	276,662	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	252,704	256,692	3,987
その他有価証券	57,474,638	57,474,638	—
(9) 貸出金	70,171,754		
貸倒引当金（*1）	△ 753,421		
	69,418,332	69,898,364	480,031
(10) 外国為替（*1）	1,130,329	1,130,329	—
資産計	143,460,518	143,972,752	512,233
(1) 預金	112,139,455	112,171,926	32,470
(2) 譲渡性預金	8,179,066	8,183,023	3,957
(3) コールマネー及び売渡手形	1,277,948	1,277,948	—
(4) 売現先勘定	4,775,168	4,775,168	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	624,711	624,711	—
(6) コマーシャル・ペーパー	101,688	101,688	—
(7) 特定取引負債	3,038	3,038	—
(8) 借入金	4,799,749	4,824,310	24,560
(9) 外国為替	688,185	688,185	—
(10) 短期社債	96,958	96,958	—
(11) 社債	5,253,896	5,346,857	92,960
負債計	137,939,866	138,093,815	153,948
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	91,723	91,723	—
ヘッジ会計が適用されているもの	152,625	152,625	—
デリバティブ取引計	244,349	244,349	—

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額にて計上しております。
- (※2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等の内、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

(10) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 特定取引負債

トレーディング目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結される子会社及び子法人等のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(11) 社債

当行並びに連結される子会社及び子法人等の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結される子会社及び子法人等のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8)その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (評価性引当金控除前) (百万円)
① 非上場株式 (* 1) (* 2)	354,321
② 組合出資金等 (* 2) (* 3)	194,048
③ その他 (* 2)	129
合 計	548,498

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

- (※ 2) 当連結会計年度において、非上場株式等について9,512百万円減損処理を行なっております。
- (※ 3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及び短期社債等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△317

2. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	種類	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸 借対照表計上 額を超えるもの	債券	250,112	253,100	2,987
	国債	250,112	253,100	2,987
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	670,464	703,608	33,144
	外国債券	2,449	3,449	1,000
	その他	668,014	700,159	32,144
	小計	920,576	956,708	36,132
時価が連結貸 借対照表計上 額を超えない もの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	349,776	345,847	△3,929
	外国債券	143	143	—
	その他	349,633	345,703	△3,929
	小計	349,776	345,847	△3,929
合計		1,270,353	1,302,555	32,202

3. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照 表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	1,467,250	939,473	527,776
	債券	20,777,348	20,613,640	163,708
	国債	17,741,675	17,637,580	104,094
	地方債	189,114	182,561	6,553
	社債	2,846,558	2,793,498	53,060
	その他	5,713,266	5,527,282	185,984
	外国株式	173,482	97,747	75,735
	外国債券	5,026,855	4,958,276	68,579
	その他	512,927	471,258	41,669
	小計	27,957,865	27,080,396	877,469
連結貸借対照 表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	1,347,432	1,795,479	△448,047
	債券	22,799,701	22,903,832	△104,131
	国債	22,146,543	22,235,862	△89,318
	地方債	9,993	10,000	△6
	社債	643,163	657,970	△14,806
	その他	5,749,161	5,893,635	△144,473
	外国株式	75	77	△1
	外国債券	5,123,398	5,216,869	△93,471
	その他	625,687	676,688	△51,001
	小計	29,896,295	30,592,947	△696,652
合計		57,854,161	57,673,343	180,817

(注) なお、上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより12,444百万円(費用)を損益に反映させた結果、純資産直入の対象となる額は193,261百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額6,127百万円を加えた199,389百万円から繰延税金負債122,244百万円を控除した額77,144百万円に少数株主持分相当額14,652百万円を加え、持分法適用の関連法人等が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額16,814百万円を控除した額74,983百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	357,105	44,236	42,034
債券	52,135,755	134,823	13,780
国債	51,658,876	129,031	13,462
地方債	267,463	3,362	195
社債	209,414	2,429	122
その他	11,178,064	149,518	48,139
外国株式	334	212	—
外国債券	10,871,397	141,838	39,710
その他	306,332	7,467	8,428
合計	63,670,925	328,577	103,954

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、53,564 百万円（うち、株式 44,935 百万円、債券その他 8,628 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	48,615	△273

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	228,046	227,824	222	381	158

(注) 1 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 なお、上記の差額から繰延税金負債 90 百万円を控除した額 131 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

連結される子法人等 (カブドットコム証券株式会社)

(1) スtock・オプションの内容

	平成 15 年 ストック・オプション	平成 16 年 ストック・オプション	平成 18 年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名) 注 3	同社取締役 1 名 同社従業員 36 名	同社取締役 1 名 同社監査役 1 名 同社従業員 4 名	同社取締役 1 名 同社執行役 1 名 同社従業員 31 名
株式の種類別のストック・オプションの数 注 1、2	同社普通株式 2,572,200 株	同社普通株式 370,800 株	同社普通株式 862,800 株
付与日	平成 15 年 12 月 31 日	平成 16 年 4 月 30 日	平成 18 年 3 月 31 日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 22 年 12 月 31 日	自 平成 18 年 5 月 1 日 至 平成 22 年 12 月 31 日	自 平成 19 年 7 月 1 日 至 平成 24 年 6 月 30 日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

2 平成 15 年ストック・オプション及び平成 16 年ストック・オプションについては、平成 16 年 9 月 28 日及び平成 17 年 7 月 20 日それぞれにおいて、同社は 1 株を 3 株とする株式分割を実施し、また、平成 15 年ストック・オプション、平成 16 年ストック・オプション及び平成 18 年ストック・オプションについては、平成 22 年 4 月 1 日に、同社は 1 株を 200 株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

3 平成 16 年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役 1 名は、平成 16 年 6 月 22 日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役役に就任しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成 15 年 ストック・オプション	平成 16 年 ストック・オプション	平成 18 年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	75,600	21,600	630,000
権利確定	—	—	—
権利行使	75,600	21,600	—
失効	—	—	129,600
未行使残	—	—	500,400

② 単価情報

	平成 15 年 ストック・オプション	平成 16 年 ストック・オプション	平成 18 年 ストック・オプション
権利行使価格 (円) 注 1	75	111	1,636
行使時平均株価 (円) 注 1	392	392	—
付与日における公正な評価 単価 注 2	—	—	—

(注) 1 平成 15 年ストック・オプション及び平成 16 年ストック・オプションについては、平成 16 年 9 月 28 日及び平成 17 年 7 月 20 日それぞれにおいて、同社は 1 株を 3 株とする株式分割を実施し、また、平成 15 年ストック・オプション、平成 16 年ストック・オプション及び平成 18 年ストック・オプションについては、平成 22 年 4 月 1 日に、同社は 1 株を 200 株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。

2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

優先出資証券の償還

当行は、平成 23 年 5 月 16 日開催の取締役会において、以下のとおり、当行の連結される子法人等である BTMU Preferred Capital 3 Limited の発行した以下の優先出資証券について、全額償還することを承認する決議をいたしました。

(1) 償還する優先出資証券の概要

発行体	BTMU Preferred Capital 3 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。
償還期限	永久 ただし、平成 23 年 7 月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初 10 年間は固定配当
発行総額	1,200 億円 (1 口当たり発行価額 10,000,000 円)
払込日	平成 18 年 3 月 17 日
償還対象総額	1,200 億円
償還金額	1 口当たり 10,000,000 円

(2) 償還予定日

平成 23 年 7 月 25 日

損益計算書 { 平成22年 4月 1日から
平成23年 3月31日まで }

(単位:百万円)

	科 目	金 額	
経	常 収		2,692,418
資	金 運 用 収	1,617,422	
	貸 出 金 利 収	996,944	
	有 価 証 券 利 息 配 当	433,249	
	コ ー ル 現 先 引 受 入 利	1,562	
	買 現 貨 借 取 引 受 入 利	8,990	
	債 券 貸 借 取 引 受 入 利	1,790	
	預 金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利	24,336	
	金 そ の 他 の 受 入 利	95,688	
役	務 取 引 等 収	54,860	
	受 入 為 替 手 数 料	512,649	
	そ の 他 の 取 引 収	159,479	
特	定 取 引 収	353,169	
	商 品 有 価 証 券 収	101,165	
	特 定 金 融 派 生 商 品 収	1,662	
	そ の 他 の 特 定 取 引 収	94,798	
そ	の 他 業 務 収	4,703	
	外 国 為 替 売 買 益	370,005	
	債 等 債 券 売 却 益	81,169	
	そ の 他 の 業 務 収	268,098	
そ	の 他 経 常 収	20,737	
	株 式 等 の 売 却 益	91,175	
	そ の 他 の 経 常 収	48,537	
		42,637	
経	常 費		2,034,418
資	金 調 達 費	369,843	
	預 讓 渡 金 性 預 金 利 息	128,464	
	コ ー ル マ ネ ー 利	40,481	
	売 現 貨 先 引 支 払 利	4,115	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利	14,277	
	借 社 の 他 の 支 払 利	656	
	社 の 他 の 支 払 利	99,642	
	そ の 他 の 支 払 利	75,315	
役	務 取 引 等 費	6,890	
	支 払 為 替 手 数 料	138,350	
	そ の 他 の 取 引 収	32,252	
特	定 取 引 有 価 証 券 費	106,097	
	特 定 取 引 有 価 証 券 費	1,866	
そ	の 他 業 務 費	1,866	
	国 債 等 債 券 売 却 損	90,444	
	国 債 等 債 券 償 却 損	53,097	
	社 金 融 派 生 商 品 費	8,542	
	そ の 他 業 務 費	2,978	
営	業 他 業 務 費	19,122	
そ	の 他 業 務 費	6,704	
	貸 倒 引 当 金 繰 入	1,039,395	
	株 式 等 の 売 却 損	394,516	
	株 式 等 の 信 託 運 用 費	102,652	
	金 銭 の 他 の 経 常 利	105,714	
		44,028	
		111,291	
		3,270	
		27,560	
経	常 利		657,999

(単位:百万円)

科目						金額
特		別		利		益
	固	定	資	産	処	分
	償	却	債	権	取	立
	そ	の	他	の	特	別
						利
						益
						益
特		別		損		失
	固	定	資	産	処	分
	減	の	損	の	損	損
	そ	他	の	特	別	損
						失
						失
						益
税	引	前	当	期	純	利
法	人	、	住	民	税	業
法	人	税	税	等	及	び
法	人	税	税	等	調	整
当	期					合
						算
						益
						益
						44,079
						3,837
						36,414
						3,827
						27,667
						6,949
						5,439
						15,278
						674,411
						64,154
						△ 29,006
						35,148
						639,263

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息、売却損益及び評価損益）を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法によっております。なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に

基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 692,351 百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(8) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する事業年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産及び負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象と

ヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると思われるため、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると思われるため、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、2,322百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は、1,801百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建の金融資産及び負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当事業年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した事業年度の費用に計上しております。

11. 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度から企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。

これにより、経常利益は 743 百万円減少、税引前当期純利益は 16,119 百万円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(親会社株式を除く) 1,863,162 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に 249,875 百万円含まれております。
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は 133,560 百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは 1,781,760 百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 48,118 百万円、延滞債権額は 753,909 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 113,208 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 425,616 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,340,853 百万円であります。
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 815,528 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	85,609 百万円
有価証券	484,606 百万円
貸出金	2,801,719 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	480,000 百万円
借入金	2,788,564 百万円
支払承諾	85,609 百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 10,851 百万円、買入金銭債権 116,977 百万円、有価証券 18,482,483 百万円及び貸出金 1,031,248 百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は

841,196 百万円、有価証券は 4,486,614 百万円であり、対応する売現先勘定は 4,758,873 百万円、債券貸借取引受入担保金は 614,479 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 8,045 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,133,886 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規程により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 55,517 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 742,960 百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 80,015 百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,648,969 百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債 2,182,272 百万円が含まれております。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,151,991 百万円であります。
16. 1 株当たりの純資産額 565 円 91 銭
17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 72 百万円
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属する電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(借手側)

1. 取得価額相当額

有形固定資産	54,827 百万円
無形固定資産	527 百万円
合計	55,354 百万円

2. 減価償却累計額相当額

有形固定資産	41,847 百万円
無形固定資産	416 百万円
合計	42,264 百万円

3. 年度末残高相当額

有形固定資産	12,979 百万円
無形固定資産	110 百万円
合計	13,090 百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法によっております。

4. 未経過リース料年度末残高相当額

1 年内	6,455 百万円
1 年超	6,642 百万円
合計	13,097 百万円

(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占
める割合が低い
ため、支払利子込み法によっております。

5. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	11,460 百万円
減価償却費相当額	11,460 百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

19. 関係会社に対する金銭債権総額 3,296,866 百万円

20. 関係会社に対する金銭債務総額 3,667,596 百万円

21. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当
該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上す
ることとなっております。なお、当事業年度は資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の額を超えているため、
計上しておりません。

また、当行の定款の定めるところにより、優先株式を有する株主に対しては、次の各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

第一回第四種優先株式	1株につき 18 円 60 銭
第一回第六種優先株式	1株につき 210 円 90 銭 (ただし、平成20年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき 80 円 68 銭)
第一回第七種優先株式	1株につき 115 円 (ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき 43 円)

22. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 1,229,724 百万円
年金資産 (時価)	<u>1,262,525</u>
未積立退職給付債務	32,800
未認識数理計算上の差異	264,549
未認識過去勤務債務 (債務の減額)	<u>△ 9,875</u>
貸借対照表計上額の純額	287,474
前払年金費用	300,021
退職給付引当金	△ 12,547

当事業年度の退職給付費用は以下のとおりであります。

勤務費用	25,467 百万円
利息費用	25,871
期待運用収益	△ 36,529
過去勤務債務の費用処理額	△ 5,281
数理計算上の差異の費用処理額	31,232
その他 (臨時に支払った割増退職金等)	<u>11,198</u>
退職給付費用	51,959

23. 当事業年度末の単体自己資本比率 (国際統一基準) は16.61%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との経常取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	51,952 百万円
役務取引等に係る収益総額	17,809 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	2,512 百万円

関係会社との経常取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	83,749 百万円
役務取引等に係る費用総額	19,530 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	11,913 百万円
その他の取引に係る費用総額	90,459 百万円

2. 「その他の特別損失」は、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 15,278 百万円であります。

3. 1株当たり当期純利益金額 50円29銭

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年度末残高 (百万円)
親会社	株式会社 三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都 千代田区	2,137,476	銀行持 株会社	直接 100.00%	金 銭 貸 借関係 役 員 の 兼任等	資金の貸付 (注) 1	314,984	貸出 金	1,942,026
							利息の受取 (注) 1	26,002	未収 収益	1,968

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期限一括返済方式によるもの及び6年据置き後1年毎の分割返済方式によるものであります。なお、いずれも担保は受け入れておりません。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年度末残高 (百万円)
子会社	三菱UFJ住宅ローン保証株式会社	東京都 文京区	55,100	住宅ローン等の保証	直接 99.86%	保証取引関係	当行住宅ローン等の保証 (注) 1	10,694,024 (注) 2	—	—
子会社	ダイヤモンド信用保証株式会社	東京都 文京区	400	住宅ローン等の保証	間接 99.86%	保証取引関係	当行住宅ローン等の保証 (注) 1	3,107,822 (注) 2	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。
2 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年 度末残高 (百万円)
役員	石原 邦夫	なし	当行取締役	資金の貸付 (注)1	－	貸出金	51
				利息の受取 (注)1	1	未収収益	0
役員	中川 徹也	なし	当行監査役	資金の貸付 (注)2	－	貸出金	20
				利息の受取 (注)2	0	未収収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間 25 年、1 ヶ月毎元利均等返済であります。
- 2 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間 19 年 6 ヶ月、1 ヶ月毎元金均等返済であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及び短期社債等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△ 440

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	250,112	253,100	2,987
	国債	250,112	253,100	2,987
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	563,514	576,240	12,725
	外国債券	—	—	—
	その他	563,514	576,240	12,725
	小計	813,627	829,340	15,712
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	346,318	342,478	△ 3,839
	外国債券	—	—	—
	その他	346,318	342,478	△ 3,839
	小計	346,318	342,478	△ 3,839
合計		1,159,945	1,171,818	11,873

(注) 時価は、原則として当事業年度末における市場価格等に基づいておりますが、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	22,185	22,185	—
関連法人等株式	76,130	69,754	△ 6,376
合計	98,316	91,939	△ 6,376

(注) 1 時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,694,505
関連法人等株式	70,340
合計	1,764,846

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	1,456,936	934,738	522,197
	債券	20,775,353	20,611,669	163,683
	国債	17,739,680	17,635,609	104,070
	地方債	189,114	182,561	6,553
	社債	2,846,558	2,793,498	53,060
	その他	4,558,233	4,392,963	165,270
	外国株式	171,906	98,009	73,897
	外国債券	3,887,257	3,837,506	49,751
	その他	499,069	457,447	41,621
	小計	26,790,523	25,939,371	851,151
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	1,346,909	1,794,892	△ 447,983
	債券	22,797,734	22,901,861	△ 104,127
	国債	22,144,577	22,233,890	△ 89,313
	地方債	9,993	10,000	△ 6
	社債	643,163	657,970	△ 14,806
	その他	5,083,489	5,212,663	△ 129,174
	外国株式	4	5	△ 1
	外国債券	4,474,830	4,553,242	△ 78,412
	その他	608,655	659,416	△ 50,760
	小計	29,228,132	29,909,417	△ 681,285
合計		56,018,656	55,848,789	169,866

(注) 1 貸借対照表計上額は、原則として当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものでありますが、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

2 なお、上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより 12,444 百万円（費用）を損益に反映させた結果、純資産直入の対象となる額は 182,310 百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額 6,818 百万円を加えた 189,129 百万円から繰延税金負債 121,529 百万円を控除した額 67,599 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しており

ます。

3 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	288,057
その他	235,213
合計	523,271

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	356,302	43,844	42,015
債券	52,135,755	134,823	13,780
国債	51,658,876	129,031	13,462
地方債	267,463	3,362	195
社債	209,414	2,429	122
その他	10,735,302	140,687	47,426
外国株式	10,443,176	133,232	39,316
外国債券	219,530	4,692	2,012
その他	72,595	2,761	6,097
合計	63,227,360	319,355	103,223

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当事業年度における減損処理額は、時価を把握することが極めて困難と認められるものも含め、119,833百万円（うち、株式109,937百万円、債券その他9,895百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（追加情報）

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当事業年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成23年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	48,615	△ 273

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	456,325	百万円
有価証券評価損	294,287	
税務上の繰越欠損金	23,610	
その他有価証券評価差額金	113,938	
退職給付引当金	92,869	
その他	<u>469,153</u>	
繰延税金資産小計	1,450,185	
評価性引当額	<u>△ 411,024</u>	
繰延税金資産合計	1,039,160	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	178,186	
繰延ヘッジ損益	44,711	
合併時有価証券時価引継	49,505	
退職給付信託設定益	65,984	
その他	<u>37,108</u>	
繰延税金負債合計	375,496	
繰延税金資産の純額	<u>663,663</u>	百万円

(重要な後発事象)

1. 劣後特約付借入金の返済について

当行は、平成 23 年 5 月 16 日開催の取締役会において、当行の連結子会社である BTMU Preferred Capital 3 Limited の発行した優先出資証券 1,200 億円が平成 23 年 7 月 25 日に償還されることに伴い、同社からの劣後特約付借入金 1,200 億円を平成 23 年 7 月 25 日付で返済することについて決議いたしました。